



Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《企業再編業務企業所得税徴収管理の若干の問題に関する公告》
2. 《中国公民による台湾地区往來の管理弁法》改正
3. 《2015 年外商投資企業年度經營情報連合報告の展開に関する通知》
4. 2015 年 7 月より施行の法律法規

主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《企業再編業務企業所得税徴収管理の若干の問題に関する公告》

通達番号: 国家稅務總局公告 2015 年第 48 号

公布日 : 2015 年 6 月 24 日

実施日 : 2015 年 6 月 24 日

国家稅務總局は、2015 年 6 月 24 日付で《企業再編業務企業所得税徴収管理の若干の問題に関する公告》(国家稅務總局公告 2015 年第 48 号)を公布した。

企業グループ内の組織再編での『特殊性稅務處理』に関する公告。『特殊性稅務處理が規定の条件・業務に合致しているか否かの確認』という非行政許可審査・許可事項の取消(国發[2015]27 号)を受け、今後の取り扱いを示したものの。

1. 概要

企業再編の当事者は、再編が完了した年度の企業所得税申告をする際に、主管稅務機關に所定の報告書と資料を提出する。

合併・分割の一方の当事者を抹消する場合、稅務登記抹消手続きの前に申告を行う。

再編の主導者側がまず申告し、その後他の当事者が主管稅務機關に申告を行う。

申告時には、再編に「合理的商業目的」があることを再編の取引方式、取引の実質的結果、再編の核当事者におよぼす稅務・財政状況の変化、非居住者企業の再編への参与状況の各方面から説明を行う。

稅務機關は専用台帳を設け、企業の課稅基礎の変化を管理する。

2. 特殊性税務処理適用申告における主導者と再編基準日

類別	当事者	主導者	再編基準日
債務再編	債務者・債権者	債務者	債務再編契約或は法院による裁定書の発効日
持分再編	買収者・譲渡者・非買収企業	譲渡者	譲渡契約が発効且つ持分変更手続が完了した日
資産買収	買収者・譲渡者	譲渡者	譲渡契約が発効且つ各当事者が会計処理を行った日
企業合併	合併企業・被合併企業 被合併企業の株主	被合併会社	合併契約が発効し、各当事者が会計処理を行い、且つ工商登記が完成した日
企業分割	分割企業・被分割企業 被分割企業の株主	被分割会社	分割契約が発効し、各当事者が会計処理を行い、且つ工商登記が完成した日

※各当事者における自然人は、個人所得税の関連規定に基づき税務処理を行わなければならない。

3. 情況説明に関して

- (1) 企業再編業務で特殊性税務処理を適用する場合、申告時に、以下の方面から逐一、企業再編が合理的な商業目的を有することを説明しなければならない。
 - ① 再編取引の方式
 - ② 再編取引の実質的な結果
 - ③ 再編各当事者が係る税務状況の変化
 - ④ 再編各当事者が係る財務状況の変化
 - ⑤ 非居住者企業による再編活動への参与の状況
- (2) 企業再編業務で特殊性税務処理を適用する場合、申告時に、各当事者は主管税務機関に再編前の連続 12 ヶ月以内に当該再編と関連するその他持分、資産取引状況の有無の提出。併せてこれらの取引が当該再編と分割取引を構成するか否か、1 つの企業再編業務として処理を行っているか否かを説明しなければならない。
- (3) 企業に財税[2009]59 号文件の第 6 条第 1 項が規定する(企業債務再編で認識する課税所得額が当該企業の当年度課税所得額の 50% 以上を占める場合)債務再編が発生する場合、確認すべき債務再編所得を正確に記録し、合せて相応の年度の企業所得税の集計・清算時に当年の確認額及び年ごとの繰越額の状況に対して説明を行わなければならない。
- (4) 企業に財税[2009]59 号文件の第 7 条第 3 項が規定する(居住者企業が保有する資産や持分を以て、100% 直接支配する非居住者企業に投資を行う)再編が発生する場合、居住者企業は確認すべき資産若しくは持分譲渡の収益総額を正確に記録し、合せて相応の年度の企業所得税の集計・清算時に当年の確認額及び年ごとの繰越額の状況に対して説明を行わなければならない。
- (5) 特殊性税務処理を適用する企業は、以後の年度に再編資産(持分)を譲渡若しくは処理する際は、年度納税申告時に、特殊性税務処理自に確定した再編資産(持分)の課税基礎と譲渡若しくは処置時の課税基礎の比較状況、ならびに繰越した所得税負債の処理状況を含む資産(持分)譲渡所得若しくは損失状況に対して、特別の説明を行わなければならない。

2. 《中国公民による台湾地区往來の管理弁法》改正

通達番号: 國務院令第 661 号

公布日 : 2015 年 6 月 18 日

実施日 : 2015 年 7 月 1 日

國務院は、2015 年 6 月 18 日付けで、《中国公民による台湾地区往來の管理弁法》改正 (國務院令第 661 号) を公布した。

1. 変更点

従来は、台湾人が中国本土に行く際、『台湾居住往來大陸通行証』及び『ビザ』が必要であった。

今回の改正により、『台湾居住往來大陸通行証』のみで中国本土を訪問できるようになった。

改正に伴い、台湾・香港・澳門、出入国管理局で取得していた 100 元のビザ費用も不要となった。

『台湾居住往來大陸通行証』は 5 年間有効と 1 回のみ有効 (3 ヶ月) の 2 種類となっている。

3. 《2015 年外商投資企業年度經營情報連合報告の展開に関する通知》

通達番号:

公布日 : 2015 年 7 月 13 日

商務部、財政部、国家稅務總局および統計局は、2015 年 7 月 13 日付けで、『2015 年外商投資企業年度經營情報連合報告の展開に関する通知』(以下『通知』) を公布いたしました。

概要:

当該『通知』により、全ての外商投資企業は、2015 年 10 月 15 日までに、“全国外商投資企業年度投資經營情報ネット連合報告及び共有システム 2015” (<http://lhnb.gov.cn/>) を通じて、2014 年の共同年度報告 (旧来の連合年検) を実施する必要が御座います。

但し、一部地域においては、地方政府が独自に運用するシステムでの報告が必要な場合も御座いますので、手続きの際には所在地の関連行政機関への確認が重要となります。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201507/20150701042839.shtml>

2015 年 7 月より施行の法律法規

2015 年 7 月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《国家安全法》(全国人民代表大會常務委員會) 2015 年 7 月 1 日公布・実施

《「特許行政法律執行弁法」の改正に関する決定》(国家知的財産権局令第 71 号)

2015 年 5 月 29 日發布・7 月 1 日実施

主要經濟統計

2015 年 4~6 月国内総生産(GDP): 296,868 億元(前年比+7.0%)

2015 年 6 月主要經濟統計

固定資産投資: 237,131.87 億元 (前年同期比+11.4%)

貿易総額: 3,374.87 億米ドル

第一次産業: 6,159.33 億元(前年同期比+27.8%)

輸出総額: 1,920.11 億米ドル(前年同期比+2.8%)

第二次産業: 97,445.65 億元(前年同期比+9.3%)

輸入総額: 1,457.76 億米ドル(前年同期比-2.5%)

第三次産業: 133,526.88 億元(前年同期比+12.4%)

貿易収支: 462.35 億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】《2015年上海市企業賃上げガイドラインに関する通達》

通達番号：滬人社綜発[2015]27号

公布日：2015年7月13日

上海市人的資源社会保障局は、2015年7月13日付けで、『2015年上海市賃上げガイドラインに関する通達』を公布した。

実施内容：

経済発展、住民消費価格、労働・就業・賃金水準等の状況の総合的な考慮し、上海市企業賃上げガイドラインを決定する。

- ① 平均ライン：10%
- ② 上限ライン：16%
- ③ 下限ライン：4%

実施意見：

- (1) 経済収益と協調する賃金の正常な引き上げメカニズムを構築し、積極的に賃金の集団交渉を展開し、合理的に当該企業の賃上げ水準、および異なる職位の従業員の賃金調整幅を確定しなければならない。
- (2) 効率と公平を考慮しなければならない。経済収益が比較的良く、賃金水準が比較的低い場合は、賃上げ幅を高くしなければならない。賃金水準が比較的高い場合は、賃上げ幅を低くすることができる。生産経営が困難な企業について、賃上げ幅は下限ラインを下回ることができる。
- (3) 賃金水準の低い生産・サービスの現場従業員の賃金水準を引き上げることに力を入れなければならない。現場従業員の賃上げ幅が当該企業の従業員賃金の平均引き上げ幅を下回らないようにしなければならない。

【蘇州】

《2015年度蘇州工業園區社会保険(住宅積立金)基数の通達》

通達番号：蘇園勞保[2015]14号

公布日：2015年6月26日

実施日：2015年7月1日

蘇州工業園區労働及び社会保障局は、2015年6月26日付けで、『2015年度蘇州工業園區社会保険(住宅積立金)基数の通達』を公布した。

当該通達により、蘇州工業園區における2015年7月1日～2016年6月31日の社会保険(住宅積立金)基数が以下の様に変更される。

- (1) 甲類：社会保険
 - ① 上限基数：17,700元
 - ② 下限基数：2,697元
- (2) 乙類：社会保険
 - ① 上限基数：16,738元
 - ② 下限基数：2,697元

《2015年度蘇州工業園區就業人員社会保険徴収基準の通知》

通達番号:蘇園勞保[2015]13号

公布日 : 2015年6月26日

実施日 : 2015年7月1日

蘇州工業園區労働及び社会保障局は、2015年6月26日付で、《2015年度蘇州工業園區就業人員社会保険徴収基準の通知》を公布した。

当該通達により、蘇州工業園區にける2015年7月1日から2016年6月31日の社会保険徴収基準が、以下の様となる。

- (1) 2015年度蘇州工業園區就業人員の基本養老保険月額徴収基数は2,300元を起点とし上限は16,700元、18の項目により確定する。
20%の比率で計算を行い、基本養老保険月額徴収額は最低460元、最高3,340元とする。
- (2) 2015年度蘇州工業園區就業人員の基本医療保険月額徴収基数は、2,697元とする。
5%の比率で計算を行い、基本医療保険月額徴収額は、134.85元。毎月大病補充保険費2.5元は医療保人口座より控除される。

2015年蘇州工業園區就業人員基本養老保険及び医療保険徴収基準一覧表

保険種類/項目	月徴収基数(元)	月徴収金額(元)	
基本養老保険	1	2,300	460
	2	2,500	500
	3	2,700	540
	4	2,900	580
	5	3,200	640
	6	3,500	700
	7	3,800	760
	8	4,200	840
	9	4,600	920
	10	5,100	1,020
	11	5,600	1,120
	12	6,100	1,220
	13	6,700	1,340
	14	7,500	1,500
	15	8,500	1,700
	16	10,000	2,000
	17	12,200	2,440
	18	16,700	3,340
基本医療保険	2,697	134.85	

【深圳】

《2015年住宅積立金積立基数及び比率を調整することに関する通知》

公布日 : 2015年7月1日

深圳市住宅積立金管理中心は、2015年7月1日付けで『2015年住宅積立金積立基数及び比率を調整することに関する通知』(以下『通知』)を公布いたしました。

当該『通知』により、深圳市における2015年7月1日から2016年6月31日の住宅積立金積立基数が、以下のように変更されます。

- (1) 基数:前年度月平均給与
2013年度月平均給与 ⇒ 2014年度月平均給与
- (2) 上限:前年度深圳市月平均給与の5倍
26,091元(5,218.25元/月) ⇒ 30,271元(6,054.25元/月)
- (3) 下限:最低賃金水準
1,600元 ⇒ 1,808元

http://www.szzfgjj.com/xxgk/zxtzgg/201507/t20150702_3035722.htm

《2015年社会保険納付基数を調整することに関する通知》

公布日 : 2015年7月6日

深圳市社会保険基金管理中心は、2015年7月6日付けで『2015年社会保険納付基数を調整することに関する通知』(以下『通知』)を公布いたしました。

当該『通知』により、深圳市における2015年7月1日から2016年6月31日の納付基数が、以下のように変更されます。

- (1) 養老保険、労災保険、生育保険
 - ① 上限:前年度月平均給与の3倍 15,654.75元 ⇒ 18,162.75元
- (2) 医療保険(第一種)
 - ① 上限:前年度月平均給与の3倍 15,654.75元 ⇒ 18,162.75元
 - ② 下限:前年度月平均給与の60% 3,130.95元 ⇒ 3,632.55元
- (3) 医療保険(第二種および第三種)
 - ① 基数:前年度月平均給与 5,218.25元 ⇒ 6,054.25元

http://www.szsi.gov.cn/sbjxxgk/tzgg/simtgg/201507/t20150706_3100174.htm